

## 令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	83,172.0 人 ( 82,148.5 人 )	1,877.0 人 ( 1,806.5 人 )	2.26 % ( 2.20 % )	309 / 508 ( 308 / 511 )	60.8 % ( 60.3 % )

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	3,983.5 人 ( 3,776.5 人 )	105.0 人 ( 106.5 人 )	2.64 % ( 2.82 % )	4 / 4 ( 4 / 4 )	100.0 % ( 100.0 % )
知事部局	3,077.0 人 ( 2,882.0 人 )	77.0 人 ( 80.0 人 )	2.50 % ( 2.78 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 % )
その他の 県機関	906.5 人 ( 894.5 人 )	28.0 人 ( 26.5 人 )	3.09 % ( 2.96 % )	3 / 3 ( 3 / 3 )	100.0 % ( 100.0 % )

#### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	8,879.5 人 ( 8,508.0 人 )	201.5 人 ( 196.5 人 )	2.27 % ( 2.31 % )	26 / 33 ( 21 / 32 )	78.8 % ( 65.6 % )

#### (3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,848.5 人 ( 5,424.5 人 )	115.5 人 ( 119.0 人 )	1.97 % ( 2.19 % )	0 / 2 ( 1 / 2 )	0.0 % ( 50.0 % )
徳島県 教育委員会	5,370.0 人 ( 4,930.5 人 )	108.5 人 ( 107.0 人 )	2.02 % ( 2.17 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
徳島市 教育委員会	478.5 人 ( 494.0 人 )	7.0 人 ( 12.0 人 )	1.46 % ( 2.43 % )	0 / 1 ( 1 / 1 )	0.0 % ( 100.0 % )

#### (4) 独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	2,994.5 人 ( 2,973.0 人 )	80.0 人 ( 77.0 人 )	2.67 % ( 2.59 % )	2 / 3 ( 3 / 3 )	66.7 % ( 100.0 % )

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は平成30年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
徳島県	企業 508 ( 511 )	人 83,172.0 82,148.5	人 358 366	人 61 58	人 1,010 930	人 180.0 173.0	人 1,877.0 1,806.5	人 175.5 189.0	% 2.26 2.20	企業 309 308	% 60.8 60.3
全国	101,889 ( 100,586 )	26,585,858.0 26,104,834.5	121,377 117,892	16,845 16,026	278,430 262,305	45,159 41,309	560,608.5 534,769.5	62,015.0 60,491.5	2.11 2.05	48,898 46,217	48.0 45.9

(1) ①表の徳島県の昨年③欄障害者の数 C、D欄への計上誤りがあったため訂正しております。C欄(誤)901人→(正)930人、D欄(誤)231.0人→(正)173.0人

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5	f. うち新規雇用分	
徳島県	1,877.0 ( 1,806.5 )	312 317	43 43	423 420	47 36	1,113.5 1,115.0	56.0 75.0	46 49	18 15	378 349	93 98	534.5 511.0	54.0 73.0	171 132	78 68	38 29	229.0 180.5	65.5 41.0
全国	560,608.5 ( 534,769.5 )	100,840 98,193	12,501 11,691	131,503 129,993	16,900 16,276	354,134.0 346,208.0	28,337.0 28,506.0	20,537 19,699	4,344 4,335	73,679 68,757	18,572 17,353	128,383.0 121,166.5	14,233.0 14,074.0	59,737 50,708	23,198 20,527	13,511 12,847	78,091.5 67,395.0	19,445.0 17,911.5

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。  
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成30年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。  
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成30年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 508 ( 511 ) ( 511 )	人 83,172.0 ( 82,148.5 ) ( 82,148.5 )	人 358 ( 366 ) ( 366 )	人 61 ( 58 ) ( 58 )	人 1,010 ( 訂正後 930 ) ( 訂正前 901 )	人 180 ( 訂正後 173 ) ( 訂正前 231 )	人 1,877.0 ( 1,806.5 ) ( 1,806.5 )	人 175.5 ( 189.0 ) ( 189.0 )	% 2.26 ( 2.20 ) ( 2.20 )	企業 309 ( 308 ) ( 308 )	% 60.8 ( 60.3 ) ( 60.3 )
45.5～ 50人未満	企業 40 ( 53 ) ( 53 )	人 1,910.5 ( 2,521.5 ) ( 2,521.5 )	人 4 ( 11 ) ( 11 )	人 1 ( 2 ) ( 2 )	人 17 ( 訂正後 22 ) ( 訂正前 21 )	人 4 ( 訂正後 1 ) ( 訂正前 3 )	人 28.0 ( 46.5 ) ( 46.5 )	人 2.5 ( 4.0 ) ( 4.0 )	% 1.47 ( 1.84 ) ( 1.84 )	企業 18 ( 23 ) ( 23 )	% 45.0 ( 43.4 ) ( 43.4 )
50～ 100人未満	259 ( 248 ) ( 248 )	18,116.5 ( 17,313.5 ) ( 17,313.5 )	75 ( 65 ) ( 65 )	22 ( 23 ) ( 23 )	233 ( 訂正後 213 ) ( 訂正前 196 )	72 ( 訂正後 63 ) ( 訂正前 97 )	441.0 ( 397.5 ) ( 397.5 )	52.5 ( 61.0 ) ( 61.0 )	2.43 ( 2.30 ) ( 2.30 )	163 ( 148 ) ( 148 )	62.9 ( 59.7 ) ( 59.7 )
100～ 300人未満	164 ( 165 ) ( 165 )	26,532.0 ( 26,396.5 ) ( 26,396.5 )	127 ( 131 ) ( 131 )	22 ( 17 ) ( 17 )	315 ( 訂正後 307 ) ( 訂正前 298 )	47 ( 訂正後 51 ) ( 訂正前 69 )	614.5 ( 611.5 ) ( 611.5 )	57.5 ( 48.0 ) ( 48.0 )	2.32 ( 2.32 ) ( 2.32 )	104 ( 114 ) ( 114 )	63.4 ( 69.1 ) ( 69.1 )
300～ 500人未満	27 ( 29 ) ( 29 )	10,167.0 ( 10,988.5 ) ( 10,988.5 )	37 ( 43 ) ( 43 )	8 ( 9 ) ( 9 )	109 ( 106 ) ( 106 )	18 ( 21 ) ( 21 )	200.0 ( 211.5 ) ( 211.5 )	16.0 ( 26.0 ) ( 26.0 )	1.97 ( 1.92 ) ( 1.92 )	13 ( 14 ) ( 14 )	48.1 ( 48.3 ) ( 48.3 )
500～ 1000人未満	10 ( 9 ) ( 9 )	6,668.0 ( 6,501.0 ) ( 6,501.0 )	28 ( 28 ) ( 28 )	3 ( 5 ) ( 5 )	81 ( 訂正後 75 ) ( 訂正前 74 )	21 ( 訂正後 24 ) ( 訂正前 26 )	150.5 ( 148.0 ) ( 148.0 )	18.0 ( 19.5 ) ( 19.5 )	2.26 ( 2.28 ) ( 2.28 )	6 ( 5 ) ( 5 )	60.0 ( 55.6 ) ( 55.6 )
1,000以上	8 ( 7 ) ( 7 )	19,778.0 ( 18,427.5 ) ( 18,427.5 )	87 ( 88 ) ( 88 )	5 ( 2 ) ( 2 )	255 ( 訂正後 207 ) ( 訂正前 206 )	18 ( 訂正後 13 ) ( 訂正前 15 )	443.0 ( 391.5 ) ( 391.5 )	29.0 ( 30.5 ) ( 30.5 )	2.24 ( 2.12 ) ( 2.12 )	5 ( 4 ) ( 4 )	62.5 ( 57.1 ) ( 57.1 )

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分
規模計	1,877.0 ( 1,806.5 )	312.0 ( 317.0 )	43.0 ( 43.0 )	423.0 ( 420.0 )	47.0 ( 36.0 )	1,113.5 ( 1,115.0 )	56.0 ( 75.0 )	46.0 ( 49.0 )	18.0 ( 15.0 )	378.0 ( 349.0 )	93.0 ( 98.0 )	534.5 ( 511.0 )	54.0 ( 73.0 )	171.0 ( 132.0 )	78.0 ( 68.0 )	38.0 ( 29.0 )	229.0 ( 180.5 )	65.5 ( 41.0 )
45.5～ 50人未満	28.0 ( 46.5 )	3.0 ( 10.0 )	1.0 ( 2.0 )	11.0 ( 8.0 )	0.0 ( 1.0 )	18.0 ( 30.5 )		1.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )	4.0 ( 8.0 )	3.0 ( 0.0 )	7.5 ( 10.0 )		2.0 ( 5.0 )	1.0 ( 1.0 )	0.0 ( 1.0 )	2.5 ( 6.0 )	
50～ 100人未満	441.0 ( 397.5 )	63.0 ( 52.0 )	16.0 ( 16.0 )	100.0 ( 103.0 )	17.0 ( 11.0 )	250.5 ( 228.5 )		12.0 ( 13.0 )	6.0 ( 7.0 )	83.0 ( 74.0 )	35.0 ( 34.0 )	130.5 ( 124.0 )		34.0 ( 19.0 )	36.0 ( 35.0 )	16.0 ( 17.0 )	60.0 ( 45.0 )	
100～ 300人未満	614.5 ( 611.5 )	109.0 ( 114.0 )	14.0 ( 13.0 )	144.0 ( 152.0 )	14.0 ( 9.0 )	383.0 ( 397.5 )		18.0 ( 17.0 )	8.0 ( 4.0 )	103.0 ( 100.0 )	21.0 ( 31.0 )	157.5 ( 153.5 )		56.0 ( 46.0 )	24.0 ( 20.0 )	12.0 ( 9.0 )	74.0 ( 60.5 )	
300～ 500人未満	200.0 ( 211.5 )	28.0 ( 31.0 )	6.0 ( 7.0 )	39.0 ( 45.0 )	4.0 ( 7.0 )	103.0 ( 117.5 )		9.0 ( 12.0 )	2.0 ( 2.0 )	42.0 ( 35.0 )	12.0 ( 12.0 )	68.0 ( 67.0 )		25.0 ( 26.0 )	5.0 ( 2.0 )	3.0 ( 0.0 )	29.0 ( 27.0 )	
500～ 1000人未満	150.5 ( 148.0 )	26.0 ( 25.0 )	1.0 ( 3.0 )	33.0 ( 32.0 )	5.0 ( 3.0 )	88.5 ( 86.5 )		2.0 ( 3.0 )	2.0 ( 2.0 )	35.0 ( 36.0 )	12.0 ( 15.0 )	47.0 ( 51.5 )		12.0 ( 6.0 )	5.0 ( 7.0 )	1.0 ( 1.0 )	15.0 ( 10.0 )	
1,000以上	443.0 ( 391.5 )	83.0 ( 85.0 )	5.0 ( 2.0 )	96.0 ( 80.0 )	7.0 ( 5.0 )	270.5 ( 254.5 )		4.0 ( 3.0 )	0.0 ( 0.0 )	111.0 ( 96.0 )	10.0 ( 6.0 )	124.0 ( 105.0 )		42.0 ( 30.0 )	7.0 ( 3.0 )	6.0 ( 1.0 )	48.5 ( 32.0 )	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 508 ( ) (511)	83,172.0 ( ) (82,148.5)	358 ( ) (366)	61 ( ) (58)	1,010 ( ) (930) (訂正後) (901) (訂正前)	180 ( ) (173) (訂正後) (231) (訂正前)	1,877.0 ( ) (1,806.5)	175.5 ( ) (189.0)	2.26 ( ) (2.20)	企業 309 ( ) (308)	60.8 ( ) (60.3)
農、林、漁業	企業 5 ( ) (5)	429.5 ( ) (460.5)	1 ( ) (2)	0 ( ) (0)	5 ( ) (6)	0 ( ) (0)	7.0 ( ) (10.0)	0.0 ( ) (1.0)	1.63 ( ) (2.17)	企業 5 ( ) (5)	100.0 ( ) (100.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 ( ) (0)	0.0 ( ) (0.0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	0.0 ( ) (0.0)	0.0 ( ) (0.0)	0.00 ( ) (0.00)	0 ( ) (0)	0.0 ( ) (0.0)
建設業	19 ( ) (16)	1,375.0 ( ) (1,197.0)	7 ( ) (7)	1 ( ) (1)	10 ( ) (5)	0 ( ) (0)	25.0 ( ) (20.0)	4.0 ( ) (1.0)	1.82 ( ) (1.67)	11 ( ) (9)	57.9 ( ) (56.3)
製造業	104 ( ) (104)	25,777.5 ( ) (25,336.5)	134 ( ) (131)	2 ( ) (1)	372 ( ) (343) (訂正後) (342) (訂正前)	6 ( ) (4) (訂正後) (6) (訂正前)	645.0 ( ) (608.0)	54.5 ( ) (41.5)	2.50 ( ) (2.40)	75 ( ) (71)	72.1 ( ) (68.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( ) (1)	72.0 ( ) (74.0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	0.0 ( ) (0.0)	0.0 ( ) (0.0)	0.00 ( ) (0.00)	0 ( ) (0)	0.0 ( ) (0.0)
情報通信業	12 ( ) (10)	1,651.5 ( ) (1,605.0)	9 ( ) (6)	0 ( ) (0)	9 ( ) (10)	0 ( ) (0)	27.0 ( ) (22.0)	0.0 ( ) (0.0)	1.63 ( ) (1.37)	4 ( ) (2)	33.3 ( ) (20.0)
運輸業、郵便業	24 ( ) (24)	2,465.5 ( ) (2,398.5)	7 ( ) (7)	0 ( ) (0)	24 ( ) (25)	3 ( ) (2)	39.5 ( ) (40.0)	2.0 ( ) (4.5)	1.60 ( ) (1.67)	17 ( ) (18)	70.8 ( ) (75.0)
卸売業、小売業	84 ( ) (86)	9,176.0 ( ) (9,269.0)	23 ( ) (30)	11 ( ) (5)	79 ( ) (74) (訂正後) (68) (訂正前)	19 ( ) (16) (訂正後) (28) (訂正前)	145.5 ( ) (147.0)	10.5 ( ) (14.0)	1.59 ( ) (1.59)	38 ( ) (38)	45.2 ( ) (44.2)
金融業、保険業	8 ( ) (8)	3,728.0 ( ) (3,762.5)	24 ( ) (24)	1 ( ) (1)	25 ( ) (25)	2 ( ) (3)	75.0 ( ) (75.5)	1.0 ( ) (0.0)	2.01 ( ) (2.01)	3 ( ) (2)	37.5 ( ) (25.0)
不動産業、 物品賃貸業	2 ( ) (2)	105.0 ( ) (100.0)	0 ( ) (0)	0 ( ) (0)	1 ( ) (0)	0 ( ) (0)	1.0 ( ) (0.0)	1.0 ( ) (0.0)	0.95 ( ) (0.00)	1 ( ) (0)	50.0 ( ) (0.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	13 ( ) (11)	1,193.0 ( ) (1,033.5)	8 ( ) (7)	0 ( ) (0)	10 ( ) (11)	0 ( ) (0)	26.0 ( ) (25.0)	2.0 ( ) (0.0)	2.18 ( ) (2.42)	8 ( ) (7)	61.5 ( ) (63.6)
宿泊業、飲食サー ビス業	11 ( ) (10)	1,250.0 ( ) (1,141.5)	3 ( ) (2)	1 ( ) (1)	10 ( ) (9)	12 ( ) (8)	23.0 ( ) (18.0)	3.5 ( ) (1.0)	1.84 ( ) (1.58)	5 ( ) (5)	45.5 ( ) (50.0)
生活関連サービ ス業、娯楽業	13 ( ) (14)	1,902.5 ( ) (2,018.5)	9 ( ) (9)	1 ( ) (2)	27 ( ) (28)	10 ( ) (10)	51.0 ( ) (53.0)	2.5 ( ) (16.5)	2.68 ( ) (2.63)	6 ( ) (6)	46.2 ( ) (42.9)
教育、学習支援業	5 ( ) (7)	929.0 ( ) (1,040.5)	5 ( ) (4)	0 ( ) (1)	7 ( ) (11)	0 ( ) (0)	17.0 ( ) (20.0)	0.0 ( ) (3.0)	1.83 ( ) (1.92)	2 ( ) (4)	40.0 ( ) (57.1)
医療、福祉	153 ( ) (156)	24,145.0 ( ) (23,691.0)	92 ( ) (104)	38 ( ) (40)	324 ( ) (294) (訂正後) (274) (訂正前)	109 ( ) (109) (訂正後) (149) (訂正前)	600.5 ( ) (596.5)	82.5 ( ) (82.5)	2.49 ( ) (2.52)	108 ( ) (116)	70.6 ( ) (74.4)
複合サービス事業	17 ( ) (17)	3,302.5 ( ) (3,428.0)	23 ( ) (23)	1 ( ) (1)	25 ( ) (27)	1 ( ) (3)	72.5 ( ) (75.5)	4.0 ( ) (7.5)	2.20 ( ) (2.20)	8 ( ) (9)	47.1 ( ) (52.9)
サービス業	37 ( ) (40)	5,670.0 ( ) (5,592.5)	13 ( ) (10)	5 ( ) (5)	82 ( ) (62) (訂正後) (60) (訂正前)	18 ( ) (18) (訂正後) (22) (訂正前)	122.0 ( ) (96.0)	8.0 ( ) (16.5)	2.15 ( ) (1.72)	18 ( ) (16)	48.6 ( ) (40.0)

注 1 (1)①の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	199 (100.0%)	144 (72.4%)	39 (19.6%)	8 (4.0%)	4 (2.0%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)	— —	— —	117 (58.8%)
45.5人以上 50人未満	22 (11.1%)	22 (11.1%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	21 (10.6%)
50人以上 100人未満	96 (48.2%)	91 (45.7%)	5 (2.5%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	84 (42.2%)
100人以上 300人未満	60 (30.2%)	25 (12.6%)	29 (14.6%)	6 (3.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	12 (6.0%)
300人以上 500人未満	14 (7.0%)	1 (0.5%)	5 (2.5%)	2 (1.0%)	4 (2.0%)	2 (1.0%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
500人以上 1,000人未満	4 (2.0%)	3 (1.5%)	— —	— —	— —	1 (0.5%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (1.5%)	2 (1.0%)	— —	— —	— —	— —	1 (0.5%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

詳細表

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 4 ( 4 )	人 3,983.5 ( 3,776.5 )	人 23 ( 24 )	人 9 ( 0 )	人 45 ( 58 )	人 10 ( 1 )	人 105.0 ( 106.5 )	人 32.0 ( 0.0 )	% 2.64 ( 2.82 )	機関 4 ( 4 )	% 100.0 ( 100.0 )

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
計	人 105.0 ( 106.5 )	人 23 ( 24 )	人 9 ( 0 )	人 27 ( 56 )	人 9 ( 1 )	人 86.5 ( 104.5 )	人 16.5 ( 0.0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 0 )	人 0.5 ( 0.0 )	人 0.5 ( 0.0 )	人 3 ( 2 )	人 15 ( 0 )	人 15 ( 0.0 )	人 18.0 ( 2.0 )	人 15.0 ( 0.0 )

[2(1)①表の注]

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③E欄の「計」は、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ③A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、③B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
①平成28年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間職員とは、精神障害者である短時間職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 ③F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成30年6月1日現在の数値である。(法定雇用率2.5%)  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは精神障害者である短時間職員であって次のいずれかに該当するものである。  
①平成28年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成30年6月1日現在の数値である。(法定雇用率2.5%)  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 33 ( 32 )	人 8,879.5 ( 8,508.0 )	人 54 ( 50 )	人 6 ( 7 )	人 86 ( 87 )	人 3 ( 5 )	人 201.5 ( 196.5 )	人 16.0 ( 21.5 )	% 2.27 ( 2.31 )	機関 26 ( 21 )	% 78.8 ( 65.6 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 e.dのうち(注5)に該当する職員 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分	
計	人 201.5 ( 196.5 )	人 54 ( 50 )	人 6 ( 7 )	人 61 ( 65 )	人 3 ( 4 )	人 176.5 ( 174.0 )	人 11.0 ( 17.5 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 8 ( 8 )	人 0 ( 0 )	人 8.0 ( 8.0 )	人 1.0 ( 2.0 )	人 16 ( 14.0 )	人 1 ( 1.0 )	人 1 ( 0.0 )	人 17.0 ( 14.5 )	人 4.0 ( 2.0 )

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 2	人 5,848.5	人 35	人 4	人 31	人 21	人 115.5	人 20.5	% 1.97	機関 0	% 0.0
	( 2 )	( 5,424.5 )	( 37 )	( 2 )	( 36 )	( 10 )	( 119.0 )	( 訂正後 6.0 )	( 2.19 )	( 1 )	( 50.0 )
	( 2 )	( 5,424.5 )	( 37 )	( 2 )	( 36 )	( 10 )	( 119.0 )	( 訂正前 14.0 )	( 2.19 )	( 1 )	( 50.0 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
計	人 115.5	人 35	人 4	人 22	人 0	人 96.0	人 6.0	人 0	人 0	人 1	人 19	人 10.5	人 8.5	人 2	人 8	人 6	人 9.0	人 6.0
	( 119.0 )	( 37 )	( 2 )	( 29 )	( 2 )	( 106.0 )	( 2.0 )	( 0 )	( 0 )	( 2 )	( 8 )	( 6.0 )	( 4.0 )	( 5 )	( 2 )	( 2 )	( 7.0 )	( 0.0 )

注 2(1)②の表と同じ



**(4) 独立行政法人（法定雇用率 2.5%）**

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 3 ( 3 )	人 2,994.5 ( 2,973.0 )	人 16 ( 16 )	人 0 ( 0 )	人 48 ( 45 )	人 0 ( 0 )	人 80.0 ( 77.0 )	人 9.0 ( 16.0 )	% 2.67 ( 2.59 )	機関 2 ( 3 )	% 66.7 ( 100.0 )

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
計	人 80.0 ( 77.0 )	人 14 ( 14 )	人 0 ( 0 )	人 9 ( 8 )	人 0 ( 0 )	人 37.0 ( 36.0 )	人 5.0 ( 4.0 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 31 ( 29 )	人 0 ( 0 )	人 35.0 ( 33.0 )	人 3.0 ( 11.0 )	人 8 ( 8 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 8.0 ( 8.0 )	人 1.0 ( 1.0 )

注 1(1)②の表と同じ

### 3 公的機関等の各機関の状況

#### (1) 県の機関の状況

県知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,077.0	77.0	2.50	0.0	
徳島県	3,077.0	77.0	2.50	0.0	

その他の県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	906.5	28.0	3.09	0.0	
徳島県企業局	119.5	3.5	2.93	0.0	
徳島県病院局	418.0	13.0	3.11	0.0	
徳島県警察本部	369.0	11.5	3.12	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的職員については、1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村の機関の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,879.5	201.5	2.27	23.5	
徳島市	1,596.0	29.0	1.82	10.0	
水道局	142.0	4.0	2.82	0.0	
交通局	41.0	2.0	4.88	0.0	
病院局	206.5	3.5	1.69	1.5	
鳴門市	800.5	17.0	2.12	3.0	注4
小松島市	485.0	9.0	1.86	3.0	注4
阿南市	805.0	18.0	2.24	2.0	
吉野川市	441.5	11.0	2.49	0.0	注4
阿波市	389.5	11.0	2.82	0.0	注4
美馬市	337.5	9.0	2.67	0.0	注4
三好市	395.0	9.0	2.28	0.0	
勝浦町	133.5	3.0	2.25	0.0	
上勝町	73.5	1.0	1.36	0.0	
石井町	204.0	5.0	2.45	0.0	
神山町	90.0	2.0	2.22	0.0	
佐那河内村	90.0	2.0	2.22	0.0	注4
那賀町	298.5	6.0	2.01	1.0	
牟岐町	64.0	1.0	1.56	0.0	
美波町	160.0	4.0	2.50	0.0	注4
海陽町	165.5	4.0	2.42	0.0	
松茂町	135.5	4.0	2.95	0.0	
北島町	164.0	4.0	2.44	0.0	
藍住町	223.0	9.0	4.04	0.0	
板野町	137.0	4.0	2.92	0.0	
上板町	145.0	3.0	2.07	0.0	
つるぎ町	343.0	8.0	2.33	0.0	
東みよし町	122.0	7.0	5.74	0.0	
阿南市教委	348.5	5.0	1.43	3.0	
藍住町教委	79.0	1.0	1.27	0.0	
石井町教委	79.5	1.0	1.26	0.0	
松茂町教委	65.0	2.0	3.08	0.0	
北島町教委	57.0	1.0	1.75	0.0	
海陽町教委	62.5	2.0	3.20	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの機関においては、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

### (3) 県等の教育委員会の状況

県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,370.0	108.5	2.02	19.5	
徳島県教育委員会	5,370.0	108.5	2.02	19.5	

市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	478.5	7.0	1.46	4.0	
徳島市教育委員会	478.5	7.0	1.46	4.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### (4) 独立行政法人の状況

法定雇用率 2.5%

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	2,994.5	80.0	2.67	2.0	
国立大学法人 徳島大学	2,366.5	65.0	2.75	0.0	1 機関
国立大学法人 鳴門教育大学	257.0	8.0	3.11	0.0	1 機関
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	371.0	7.0	1.89	2.0	1 機関

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外率相当職員数を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。